

補助金調書

補助金名	消費者対策事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部消費生活センター (TEL712-2929)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	NPO法人 コンシューマー福岡		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	昭和43年	年度	経過年数	45	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>(目的)市民の消費者としての利益の維持・向上のため消費者相談, 消費者教育・啓発などを行う消費者団体を補助することにより、安全で安心できる消費生活の実現に向けた本市消費者行政の推進を図る。</p> <p>(補助対象事業)消費者団体が実施する市民を対象とする各種講演会、講習会、啓発資料等の作成配付のほか消費者問題に関する調査、研究など。</p>				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>市民を対象とする各種講演会、講習会等の実施。啓発資料等の作成・配付。消費者問題に関する調査、研究。その他、団体の運営及び目的達成に必要な事業。</p> <p>【算定方法等】</p> <p>予算額を上限</p>			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【中段: 予算】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	千円	650 千円	730 千円	820 千円	
	千円	650 千円	730 千円	820 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>消費者教育、啓発事業／消費生活フェアの開催、情報誌の発行</p> <p>調査、研究事業／施設見学、現地学習会</p> <p>意見要望、情報収集等／各種団体等との会議や懇談会への出席</p>				
補助金交付 による効果	<p>消費者問題等に関する各種講演会や講座の開催など消費者団体が実施する消費者教育・啓発は市の事業を補完するものであり、消費者が主体的・合理的な消費生活を営むために必要な知識の普及等に寄与している。</p>				

※1:総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません